

# 日本サイコオンコロジー学会 委員会規程

平成25年10月31日（制定）

## （目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本サイコオンコロジー学会（以下、「本法人」という。）の委員会設置及び運営に必要な事項を定める。

## （委員会の設置）

第2条 本法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の議決を経て、委員会を設置する。

## （小委員会の設置）

第3条 委員会に、必要があるときは、理事会の議決を経て、小委員会を設置することができる。

## （委員会の名称）

第4条 本法人の常置委員会の名称は、別表1に掲げるとおりとする。

## （構成）

第5条 委員会の構成は、委員長1名及び委員若干名とする。

- 2 必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 3 小委員会の構成は、委員会の構成に準ずる。

## （委嘱）

第6条 委員長は、原則として代議員の中から理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会の職務の執行状況を理事会に出席し報告しなければならない。
- 3 委員は、原則として正会員の中から委員長が推薦し、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 4 副委員長は、原則として委員の中から委員長が推薦し、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

## （外部委員）

第7条 必要に応じて外部委員を置くことができる。外部委員は、理事会の議決を経て、正会員以外の者を委嘱することができる。

- 2 理事会で認めた場合に限り、外部委員に対して謝金を支弁することができる。対象となる委員会は別表2に掲げるとおりとする。
- 3 謝金額は、会議1回の出席にあたり、10,000円（税抜）とする。

（任期）

第8条 委員の任期は、原則、選出される年度の11月1日から2年間とする。ただし、再任を防げない。

（委員会の運営）

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 議決は、委員出席数の過半数を要し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 委員長は、緊急を要する事案が生じた時は、委員会の議決を待たずに対応することができる。その場合には、速やかに委員会に報告しなければならない。

（委員会の改廃等）

第10条 委員会の廃止及び改変は、理事会の議決による。

（規程の変更）

第11条 本規程は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

<別表1 常置委員会>

【総務委員会】

- ・ 選挙管理及び代議員推薦委員会
- ・ 利益相反担当委員会
- ・ 渉外委員会
- ・ 保険診療対策委員会

【会計委員会】

【教育委員会】

- ・ JPOS研修会担当委員会
- ・ CST担当委員会
- ・ こころの医学セミナー担当委員会
- ・ PEACEプロジェクト担当委員会
- ・ 緩和ケアチーム委員会
- ・ 看護教育検討委員会

【広報・普及啓発委員会】

- ・ 編集委員会
- ・ 啓発・ホームページ担当委員会
- ・ オレンジバルーンプロジェクト担当委員会
- ・ IPOS・EAPON担当委員会

【専門医（登録医）制度委員会】

- ・ 心理士教育カリキュラム・資格検討委員会

【在り方委員会】

【奨励賞・学会賞・功労賞・教育功労賞選考委員会】

【年次大会支援委員会】

<別表2 外部委員への謝金の支弁する委員会>

利益相反担当委員会

ガイドライン策定委員会

心理士教育カリキュラム・資格検討委員会

がん体験者・家族参画小委員会

付則

2016年9月23日 改正 (別表2)

2016年12月2日 改正 (別表2)